

## 小グループ自主的取組支援事業補助金交付要綱

平成25年11月1日

産 第 1 8 号

(目的)

第1 この要綱は、中心市街地の活性化を図るため、小グループの自主的かつ意欲的な活動に対し交付する小グループ自主的取組支援事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、甲府市補助金等交付規則（昭和38年11月規則第50号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中心市街地 甲府市中心市街地活性化基本計画で定められた区域をいう。
- (2) 小グループ 中心市街地の活性化に取り組む2者以上の者で構成するグループ（中心市街地に居住する者又は不動産を所有する者、若しくは中心市街地において事業を営む者が参画しているもの）をいう。
- (3) 小グループ自主的取組支援事業 小グループが中心市街地で行う別表1に掲げる事業をいう。

(補助対象事業及び補助限度額等)

第3 補助金の交付対象は小グループとする。市長は、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、補助金の交付対象となる事業ごとの補助対象経費、補助金の限度額等は別表2のとおりとする。

(事業の申込み)

第4 補助金の交付を受けようとする小グループは、市長が定める期日までに、小グループ自主的取組支援事業申込書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、一の小グループが申込みできる補助対象事業は、年度内1事業で通算2事業までとする。

(事業の審査)

第5 市長は第4の規定による事業申込書の提出があったときは、提出された書類による審査を行う。

- 2 市長は、別に定める審査会に前項の審査を行わせるものとする。

(事業の採択)

第6 市長は第5第2項に規定する審査会の審査結果に基づき、補助対象として採択する事業の決定を行うものとする。

- 2 市長は、事業の適正な運営を行うために必要があると認めるときは、条件を付して事業を決定することができる。

3 市長は、第1項及び前項の規定により決定を行った場合は、その結果を小グループ自主的取組支援事業補助金交付対象事業選考結果通知書（第2号様式）により速やかに申込者に通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第7 補助対象として採択された事業を実施する小グループ（以下「補助小グループ」という。）は、補助金の交付申請をしようとするときは、市長が定める期日までに、小グループ自主的取組支援事業補助金交付申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第8 市長は、第7の補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適正と認めるときは補助金の交付決定を行い、補助小グループに通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による通知に際して必要な条件を付することができる。

（補助金の交付）

第9 補助金の交付は、精算払いとする。ただし、市長が必要と認める場合は、概算払いとすることができる。概算払いを受けようとする場合は、小グループ自主的取組支援事業補助金概算払請求書（第4号様式）により行うものとする。

（申請の取下げ）

第10 補助小グループは、第8の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を市長に提出することにより、申請の取下げをすることができる。

2 前項に規定するもののほか、交付申請後に申請を取り下げようとするときは、遅滞なくその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

（補助事業遅延等の報告）

第11 補助小グループは、補助事業が当該年度内に完了することができないと見込まれるとき又はその遂行が困難となったときは、速やかに小グループ自主的取組支援事業遅延等報告書（第5号様式）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

（補助事業の内容変更等）

第12 補助小グループは、補助事業の全部又は一部について内容を著しく変更しようとするとき又はそれが見込まれるときは、あらかじめ小グループ自主的取組支援事業変更等承認申請書（第6号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の変更等承認申請書の提出を受けたときは、その内容を調査及び審査の上、適当と認めるときは変更決定を行い、補助小グループに通知するものとする。

（事業の進行管理）

第12の2 市は事業の進行状況を確認するため、必要に応じて、直接補助小グループに対して、資料等の提示、又は説明を求めることができる。

(実績報告)

第13 補助小グループは、補助事業が完了したとき又は補助金の交付決定の日の属する会計年度の末日までに、必要な書類等を添えて、速やかに小グループ自主的取組支援事業実績報告書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14 市長は、第13の規定により実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助小グループに通知するものとする。

(補助金の交付)

第15 市長は、第14の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第16 市長は、補助小グループが次の各号のいずれかに該当する場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。

(補助金の返還)

第17 市長は、第16の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助小グループに補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(補助金の経理等)

第18 補助小グループは、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理するとともに、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(検査)

第19 補助小グループは、事業終了後においても市長が補助事業の運営及び経理等の状況について検査を求めた場合は、これに応じなければならない。

(その他)

第20 補助金の交付に関するその他必要な事項は、市長が別にこれを定める。

附 則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

別表 1（第 2 関係）

事業名
景観形成事業、商店街魅力創出事業、情報発信事業、買い物弱者支援事業、まちの安全・安心対策事業、調査・分析・計画策定事業、飲食による魅力あるまちづくり事業

※ 各事業の内容については、別に小グループ自主的取組支援事業補助金交付要領で定める。

別表 2（第 3 関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助金の限度額等
景観形成事業	謝金、旅費、資料作成費、通信運搬費、使用料及び賃借料、印刷製本費、広告宣伝費、消耗品費、委託費、集計・分析費、店舗等賃借料、機器借上・借損料、雑役務費、その他事務経費 (注 1)	100 万円 (注 2)
商店街魅力創出事業		
情報発信事業		
買い物弱者支援事業		
まちの安全・安心対策事業		
調査・分析・計画策定事業		
飲食による魅力あるまちづくり事業		

注 1 補助対象経費の詳細については、別に小グループ自主的取組支援事業補助金交付要領で定める。

注 2 事業ごとの補助金の額は、審査会の審査を経て市長が決定する。